

ごあいさつ

和歌山支部長
内原 健



暑さ厳しき折、会員先生方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は会務運営につきまして深いご理解とご協力を賜り心より厚くお礼申し上げます。

さて、最近の景気の動向はリーマンブラザーズの倒産以来経済情勢は低迷の一語に尽きるようです。地価、株価、金利の安さには国民の我慢にもはや限界に来ています。

支部長に選任されて早や1年、各役員先生方や会員先生方の暖かいご支援をいただき、全力で会務を運営してまいりました。先の第30回の定期総会もご承任いただき、無事終了しましたことを厚くお礼申し上げます。

また、新年号で会員先生方と共に3つの目標を掲げてまいりました。

第1は研修の受講目標36時間の実現です。当支部内で行う研修会に出席する事で36時間が達成出来る様に努力しています。

第2は成年後見人等制度ですが、登録してくださっている先生方には大変なご苦勞をお掛けしていますが、何とか現状を維持しています。今後会員先生方のお力添えで問題を解決して行きたいと思っています。

第3は国税電子申告(e-Tax)・納税システムについてであります。

当支部の会員先生方の積極的なご支援により今年の確定申告時の代理送信は50%近い成績を上げることが出来ました。これも偏に会員先生方の日頃のご協力の賜物と心よりお礼を申し上げます。その上に今年度は書面添付制度の元年として会員先生方と共に勉強をして行きたいと思っております。

最後になりましたが、支部長として微力ですが、残された任期を対外的活動を積極的に展開し、税理士制度及び業務の社会的認識を高め職域の確保拡充を図る為の努力をしたいと思っておりますので、会員先生方のより一層のご協力、ご支援の程、お願い申し上げます。

終わりに臨み、会員先生方の益々のご健勝と、ご事業の発展を心からお祈り申し上げます。

ご挨拶

和歌山税務署長
川上 憲二



新秋のみぎり、近畿税理士会和歌山支部の先生方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素から税務行政全般にわたりまして、深いご理解と多大のご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

去る7月12日に定期人事異動があり、私は和歌山署勤務2年目となりました。新メンバー共々、よろしく願いいたします。

さて、お陰をもちまして、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの平成21事務年度における当署の各種事務の運営も順調に推移し終了いたしました。

特に、「e-Taxの普及拡大」について、貴支部の先生方には関与先への利用勧奨や代理送信、地区相談会場でe-Taxの推進など様々な形で積極的に取り組んでいただき、当署管内の利用率の向上にご尽力いただいたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

平成21年9月1日付「五十五万石」(第28号)に、石倉督斗先生が「e-Taxと浦島太郎」の題で寄稿されている文中に、「何故、石倉おじいさんは、e-Taxを始めたのですか?」石倉おじいさんは、こう答えました。「竜宮城で遊んでいる間に、時代が移り変わり、浦島太郎になるところだったよ。」「お客さんの所へ行って、サイン・ハンコをもらい、税務署へ提出に行く時間の圧縮。ガソリン代・高速代のコストダウンだよ。」「景気が悪く、売上が減少していくのだから、コストダウンを計るのが経営者だと思うよ。」「納税者にとっては、還付期間の短縮のメリットがあるよ。」と書かれていますが、e-Taxは納税者利便の向上と、先生方にとっては経費の削減等、税務署にとっては事務の効率化を通じて社会全体のコストを下げていくことにつながります。

この観点から、本年度も署を挙げて、e-Taxの更なる普及拡大に取り組むこととしておりますので、引き続き、平成25年度の最終目標値(利用率65%)に向けて、より一層のお力添えを賜ります

ようお願い申し上げます。

また、書面添付制度の積極的な活用と適正な運用のための意見交換の場として、貴支部と署では、実務者レベルの「書面添付推進協議会」を設置し、6月1日に第1回目の協議会を開催いたしました。

今後も、協議会を通じて書面添付制度の普及、定着の積極的な推進が図れるよう意見交換を行いたいと考えていますのでよろしくお願い申し上げます。

今、税務行政はe-Taxの更なる普及拡大をはじめ、従来にはなかった観点からの施策にも取り組ん

でありますが、これらを推し進めていくためには、税の専門家としての先生方のお力添えが不可欠であります。

今後とも貴支部との連携を密にし、諸先生方のご意見を十分に受け賜りながら、税務行政の円滑な運営に努めてまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会和歌山支部の益々のご発展と会員の先生方のご事業のご繁栄並びにご健勝を心から祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。



金口 悦朗 和歌山税務署 副署長 担当：個人・資産

前任：堺税務署 特別国税調査官（資産）

- ①愛媛県西宇和郡保内町（現在、八幡浜市）で生まれ、小学2年生から高校卒業までは兵庫県明石市に居住、いずれの地も海に近く、夏になると海水浴や魚釣りをしたことを懐かしく思います。
- ②大学の友人に公務員を希望する者が多く、誘われるまま一緒に受験しました。地方公務員等に就職した者もあり、結局、3名が国税の職場に就職しました。
- ③国税局の資産評価官付の主査をしていた平成7年1月に阪神淡路大震災が発生しました。それぞれの部署において大変な時期でしたが、震災直後の土地の価値をどの様に評価するのか、初めての経験であり、焼け焦げた臭いの残る地域や地崩れの現場を確認し、被災地の現状を把握するとともに、研究機関に依頼するなどして、同一年分で2通りの土地評価基準を作成したのがとても印象に残っています。
- ④和歌山県下の勤務は初めてです。
和歌山は歴史のある城下町で、海にも近く風光明媚な土地で、また、人情にあつい土地柄と聞いています。
和歌山でいい思い出を作りたいと思っています。
- ⑤「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」との国税庁の使命を遂行するためには、納税者の皆様に納得、信頼していただくことが必要であり、そのためには、先生方のご協力が必要不可欠と思っております。
また、納税者の利便性の向上と事務の効率化のため、引き続きe-Taxの普及拡大に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

新任副署長に インタビュー



質問

- ①ご出身地
子供の頃の思い出
- ②入署のきっかけ
- ③今までの仕事で
印象に残ったこと
- ④和歌山についての印象
- ⑤最後に一言



宮脇 俊典 和歌山税務署 副署長 担当：総務・広報・管理運営・徴収

前任：大阪国税局総務部税務相談室 相談官

- ①大阪生まれの大阪育ちですが、父親が銀行員であったため、小学校で3回、中学校で1回転校しました。人見知りをしない性格は、転校先で上手く立ち回るための術を身に着けざるを得なかったことが影響しているのかもしれませんが。
- ②小学校1年生から始めた剣道は、小中高校と日夜練習に励み、高校3年生で三段を取得しました。
- ③剣道をしていた関係から、教師、警察官という選択肢もあり非常に悩みましたが、一番早く採用の結果が出た税務職を選びました。今は、人生の中の大きな分岐点で最良の選択をしたと考えています。
- ③一番強烈な印象として頭に残っているのは、国税局査察部で脱税犯の立件に向け、昼夜を問わず仕事に没頭した3年間の経験ですが、管理・徴収、法人調査、総務事務といろいろな仕事を経験させていただき、それぞれに印象深い思い出があります。
- ④和歌山署の勤務は3回目ですが、田辺、新宮署でも2年間勤務しましたので、通算5回7年目の和歌山県勤務になりますが、それぞれの土地で人情味溢れる方々と接することができ、良い思い出が沢山残っています。今回、大好きな和歌山で勤務できることを大変うれしく思っています。
- ⑤最重要課題である「e-Taxの普及拡大」に本年も全力で取り組むこととしておりますが、先生方のご支援とご協力なくしては目標を達成することはできませんので、引き続きよろしくお願いいたします。

租税教育の推進（案）

和歌山税務署 税務広報広聴官 北浦 敬也

初秋の候、近畿税理士会和歌山支部の先生方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は、「税を考える週間」及び「確定申告期広報」などに、深いご理解と多大なご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

租税教育は、国・県・市の税務関係者、教育関係者並びに関係民間団体からなる和歌山市租税教育推進協議会（会長：和歌山税務署長）が中心となって和歌山市の児童・生徒等に対する租税教室への講師派遣、租税教育用副教材の作成・配付、作文募集などを行っています。

次代を担う児童・生徒等に対し、健全な納税者意識（租税は民主国家の礎であり、この租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として社会のあり方を主体的に考えるという自覚）を養うことを目的とする「租税教育」に関して、和歌山支部の先生方は、平成12年度の和歌山支部事業計画の重点施策として以来、現在に至るまで熱心に取り組みご協力いただいております。

特に、小・中学校及び高校に出向いての租税教室は、率先して講師をお引き受けいただき、平成12年度から延べ157人の先生方に講師を務めていただきました。

お陰さまで、平成13年度からは、中学校の作文応募生徒割合が、日本一となり現在まで9年間維持するなど、「当地域の租税教育は全国トップクラス」と言われております。

このような成果は、長年、租税教育に携わってきた方々の努力の結果であります。

租税教育は、基本的には学校教育の中で充実されるべきものですが、当地域は、租税教室開催のニーズが高く、税務職員だけでは対応できないのが現状です。

和歌山支部の先生方が行う租税教室は、税の専門家としてスキルが高く学校側からは、児童・生徒等にも分かりやすいと大好評です。

講師を務めた先生方の感想は、満面の笑顔で「楽しかった。また、機会があれば講師をやりたい。」などの声が多く聞かれます。

また、講師派遣は、先生方の母校に可能な限り派遣する工夫も行っていきます。さらに、初めて講師される先生方には、「租税教室講師養成研修」も9月に開催させていただいておりますので、是非、租税教室の講師にチャレンジしていただきたいと思っています。

近畿税理士会和歌山支部の先生方には、引き続き、租税教育の推進に一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。



租税教室を経験して

竹内 央

思い返せば30年以上前、私がまだ小学生の頃に知ってた税金なんてあったらどうか？

「税金」という名前は知っていたが、それは大人だけに関係するもので子供には関係ない、きっとそう思っていたと思う。

そもそも、授業などでもろくに教わったことが無かったと思う。

まあ、私が真面目に聞いていなかっただけかも知れないが。

ここ何年か、小中学生に対する租税教室の講師を経験させてもらっている。

私「みんなの知ってる税金って、どんなのがある？」

生徒「消費税～」

みたいなノリで進めていくのだが、最初に挙がる税金はやはり消費税だ。

最近の子供たちは消費税のおかげで私たちが子供の頃より、はるかに「税」を身近なものに感じている。

私の子供にも聞いたが、やはり消費税を挙げた。

今まで大人だけに関係していたはずの税金が、子供の小遣いに直接関係している。

子供にとっては重大な問題なのだから、最初に挙がるのは当然だろう。

その消費税も、10%に上げるとか上げないとかの

話もチラチラ出てきている。

日本の国・地方の借金の額を見ると、また少子化で年金の負担などを見ると、まさに危機的状況であり、今のままの税制で良いとは到底思えない。

それならどうしていけば良いか、将来の主人公である子供たちにこそ考えて欲しい。

考えるための基礎を築いて欲しい、そういう思いで租税教室に携わってきた。

税金の使い道を決めるのは国会、その国会議員を選ぶのは選挙、その選挙で誰に投票するのが良いか自分で判断できる大人になって欲しい、という話をしている。

簡単なようだが、子供たちの目線で話をしなければ理解してもらうのはなかなか難しい。

注意しているつもりだがつい難しい言葉を使ってしまい、いつもながら反省している。

そして最後に、「決して安くはない税金を負担してくれているおうちの人に、感謝の気持ちを伝えてください」という宿題を出して終わりにしている。

子供たちが少しでも理解してくれれば嬉しい。

ついでに、私の子供にもこの宿題は出してやりたい…と強く思っている。



近税会グループ保険

梅本 厚

昨年12月14日、近畿税理士会会議室において支部厚生担当者会議が開催されました。前任の厚生担当副支部長に聞きますと、その様な会議は、過去になかったそうです。当日、どの様な会議なのか半信半疑のまま出席したのですが、その会議の内容の主体は、近税会グループ保険についてでした。保険

会社の働きかけがあったのではと思いましたが、よくよく聞きますと、この保険は、近畿税理士会がつくり、この保険によって近畿税理士会の収入の一部になっているとの事で私自身、今日迄、全然知らなかった事を恥じています。前期の決算書によれば総収入金額が約3,200万円、諸経費を差引いて約2,000万円の収入金額が現状だそうです。ただ平成21年8月末では加入者が9,929人で、1万人に満たなくなると受取配当金にも影響するようで、近税会の厚生部では、これを1万人を超える近税グループ保険11,000人を目標に積極的な加入推進を行いたいという会議の内容でした。

その結果、平成 22 年 3 月末では 10,159 人となったようです。目標の 11,000 人には達しませんでした。我々和歌山支部では、平成 21 年 8 月末では 315 人、平成 22 年 3 月末では 316 人。純増 1 名を達成したので表彰金を頂きました。御加入頂いた先生方には、御礼を申し上げます。今年 6 月 7 日の近税グループ保険加入者懇談会の報告では、純増 1 名を達した支部は、83 支部のうち 58 支部あったようです。しかしその後、6 月ではかなりの解約者がでたようで、加入者は再び 1 万人を切ったようです。週れば私自身、この保険は 20 年も前の事で、某先生の紹介で何気なく加入しました。保険料も安く、例えば所得補償セットの場合、満 38 歳の男性であれば、グループ保険 1,500 万円所得補償保険金 50 万円、所得補

償保険免責期間 7 日間とすれば、月額掛金は 8,570 円となります。この機会に未だ御加入されていない先生、そして新規登録される知り合いの先生がおられれば御紹介して頂ければ幸いです。

昨今の経済事情の悪化等を考慮すれば、本会の運営面において諸費用を節減し、合理化を図っていただきたいと考え、又、保険会社による加入勧奨が今まで消極的であると思われるので積極的な加入勧奨を主に新規登録者に働きかけてほしいものです。



書面添付制度の意義と活用
～書面添付推進のために～

西川 明伸

税理士法においては、その本旨ともいべき条文が第 1 条に税理士の使命として規定され、その使命条項を実務面で具体的に表したものが、第 33 条の 2 に規定する書面添付制度（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）であるといえます。

支部行事風景



平成22年1月19日 / 納税相談打ち合わせ



平成22年5月14日 / 意見交換会

平成13年の税理士法改正で、第35条（意見の聴取）が拡充され、従来の更正前の意見聴取に加え、調査着手前の意見聴取が規定されました。改正後、「新書面添付制度」と称されたのは、この第35条第1項が新設されたことに由来します。

書面添付制度と意見聴取制度及びこれに関連する条文が、税理士法では第4章「税理士の権利及び義務」として位置付けられています。このことから、書面添付制度は税理士の権利ととらえることができます。しかし、権利の行使には、法の趣旨に沿った中で行われてこそ正しい行使とされるべきものです。

税理士法では第5章「税理士の責任」として、書面添付に関して直接的には第46条（一般の懲戒）が規定され、書面添付を含んだ税理士業務全般には第45条（脱税相談等をした場合の懲戒）が規定されています。

書面添付を税理士の権利とするなら、権利の行使には、同時に懲戒または罰則規定が存在することをよく認識しておく必要があります。

それでは、具体的に添付書面にどのようなことを記載するのか？

添付書面は、税理士が申告書の作成に関してどの程度内容を計算し、整理し、または相談に応じたかを記載するものであるが、その目指すところは、税理士法第1条の納税者の適正申告に資するためであり、税務当局が添付書面を見れば、申告書の内容が適正なものとして理解できるような信頼される内容を記載できればそれに越したことはありません。

私が実際に添付書面を作成するうえで注意していることを書かせていただきます。添付書面（財務省令第9号様式）の記載において中心となるのが、「3 計算し、整理した主な事項」(1)及び「3 計算し、整理した主な事項」(2)「(1)のうち顕著な増減事項」になると思います。

例えば、「厚生費の中に税法上の交際費に該当するものがあり、これを含めて損金不算入額を算定した場合」などは別表4で調整することになり、そのことを記載します。

また、顕著な増減事項については、

①前期比が純売上高の伸びを上回る項目

②前期比120%以上または前期比80%以下の項目を絞り込み、そこに至った原因を記載していくことにより適切・簡明な記載が可能となります。

平成21年5月15日、国税庁のHPに「書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」が掲載され、平成21年7月10日以降についてはこれが適用される旨が公表されました。

詳細は省略致しますが、我々税理士はこれを受けとめて書面添付制度の普及・定着を推進していくことが必要ではないかと考えます。



平成22年5月14日 支部総会



新入会員等紹介 (敬称略)

入会



コイケ マリコ
小池 真理子

平成22年2月25日
和歌山市太田439番地の10
奥野浩税理士事務所



タハラ カズキ
田原 一樹

平成22年2月25日
和歌山市寄合町24番地
岡八重子税理士事務所



ミヤザキ ヤスカズ
宮崎 安一
(泉佐野支部より転入)

平成22年4月17日
和歌山市福町28番地



クスヤマ アキオ
楠山 昭夫

平成22年5月20日
和歌山市北田辺丁9番地
山田ビル2階

退会

勝田 洋子 (業務廃止)
平成21年12月31日

若林 新次 (死亡)
平成22年1月20日

辻 博 (業務廃止)
平成22年4月14日

津野 正弘 (死亡)
平成22年7月28日



会員数

平成22年8月20日現在 235名(社)

編集後記

この「五十五万石」は9月1日(水曜日)発刊となりますが、午前10時のマグニチュード8.0(震度6強)はもう発生してま

すか? もちろん本物ではなく、9月1日「防災の日」の危機管理模擬訓練の話ですが。

近畿税理士会では阪神・淡路大震災(1995年1月17日午前5時46分52秒発生、マグニチュード7.3 震度7)以後、総務部第2小委員会を中心として災害が発生した場合の危機管理について研究を重ね、各支部も危機管理について議論を重ねてまいりました。

今回の模擬訓練はその一環として行われたものです。水曜日に発生した地震ということで、皆さん仕事ということでしたがどうだったでしょうか?

和歌山は南海地震(1946年)以来大地震は発生していませんが、市内関戸に東大の地震観測所があるくらいで、体

で感じない地震までも含めると国内でも有数の地震多発地域なのです。

次に大地震がいつ来るか? それは誰にもわかりませんが、その時に慌てずに対応出来るように今回和歌山支部で初めて模擬訓練が行われたわけです。

和歌山税務署 金口悦朗副署長のインタビュー記事に阪神・淡路大震災の時のことが書かれてありました。

人口密度等環境は異なりますが、和歌山の場合には南海地震の時のことを考えますと、津波という大きな災害も加わってきますので、家族内での避難場所の確認であったり、非常食や水の備蓄等準備できることは早急に手をつけていきたいものです。

広報委員会 木村、岡野、中北

